

第 11 回 香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和 2 年 4 月 22 日（水） 20 : 00 ~ 20 : 15

場所 県庁本館 12 階大会議室

議題 1 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための香川県における緊急事態措置等について」

本部長（知事）から資料に沿って説明

香川県においては 4 月 12 日以降感染者が急増し、4 月 14 日には「香川県緊急事態」宣言を宣言した。4 月 16 日には本県を含む全都道府県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域となった。この間、新型コロナウイルス感染症の感染者は、4 月 21 日までに 28 人、4 月 12 日から 20 日まで 9 日連続で発生している。また、感染者が確認された地域も拡大しており、感染の拡大に歯止めがかかっていない。人の流れは、感染拡大以前の 4 月 7 日と緊急事態宣言が出された 16 日とを比較すれば減ってきているが、まん延防止のために必要な「最低 7 割、極力 8 割程度」の減少には至っていない。加えて、西村内閣府特命担当大臣から知事会を通じ、国民の行動変容に向けた一層の取組み強化の要請もあった。

そこで、新型コロナウイルス感染拡大防止のための香川県における緊急事態措置として、まず、特措法第 45 条第 1 項に基づき、徹底した外出自粛を要請する。この点については、すでに「香川県緊急事態」宣言において外出自粛を要請し、大型連休中の都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛も要請してきたところ。

次に、新たな緊急事態措置として、特措法第 24 条第 9 項に基づき、施設の使用停止、催事の開催の停止の要請を行う。特措法に基づく要請の対象とならない施設であっても感染拡大防止の観点から、施設の使用停止の協力を依頼したい。

- (1) 遊興施設、大学・学習塾、運動・遊戯施設、劇場等、集会・展示施設、商業施設等に対しては、4 月 25 日から 5 月 6 日まで、施設等の休止を要請する。
床面積 1000 m²以下の施設に対しましても、特措法によらない協力を依頼する。
- (2) 夜間の外出自粛を促進するため、飲食店等の食事提供施設に対して、4 月 25 日から 5 月 6 日まで、夜 8 時以降の営業の休止を要請する。併せて、酒類の提供を夜 7 時までとすることを要請する。
- (3) 特措法によらない本県独自の措置として、大型連休中の都道府県をまたぐ不要不急の移動自粛を促すため、県内外から多くの観光客が見込まれるうどん店に対しては、5 月 2 日から 5 月 6 日まで 5 日の連続休暇期間の休業の協力を依頼する。
- (4) 生活必需物資販売施設など、社会生活を維持する上で必要な施設の事業継続にあたっては、適切な感染防止対策をしっかりとっていただきたい。

屋内・屋外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、行事等の開催についても自粛を要請する。

新型コロナウイルスの感染の拡大が続く中で、なんとしても感染拡大を防止しなければならない。そうした中での休業要請等の措置であり、事業者の皆さま、県民の皆さまには、ご協力いただきたい。

議題2「香川県感染拡大防止協力金について」

本部長から資料に沿って説明

香川県における緊急事態措置等による休業の要請や協力依頼に全面的にご協力いただいた中小企業、個人事業主の皆さまに「香川県感染拡大防止協力金」を給付したい。

支給対象および支給額は、4月25日から5月6日までの間、休業の要請や協力依頼にご協力いただいた中小企業及び個人事業主に対し、1事業者あたり20万円を支給する。また、4月25日から5月6日までの間、夜8時以降の営業の休止にご協力いただいた飲食店等の食事提供施設の中小企業および個人事業主に対し、1事業者あたり10万円を支給する。さらに、5月2日から5月6日までの大型連休期間中、観光客の多いうどん店の休業の協力依頼にご協力いただいた中小企業および個人事業主に対し、1事業者あたり10万円を支給する。

休業要請や協力金の支給に関する相談に対応するため、香川県休業要請・協力金コールセンターを設置する。開設期間及び開設時間は、4月23日に開設し、毎日9時から17時まで、5月6日までは、土日祝日を含めて開設する。

本県における新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、事業者の皆さま、県民の皆さまとも力を合わせて、全力で、取り組んでまいりたいので、何卒ご協力をお願いしたい。

なお、事業者への協力の要請は、事業主や店舗に個別に通知が行くわけではない。県のホームページ等への掲載やコールセンターでもお答えするが、業種リストによりご判断をお願いしたい。

また、県の協力金に各市町が加算することも、ご協力いただければたいへんありがたい。この点を私から各市町長の皆さまにお願いしたい。

本部長発言

事態は日々刻々と変わっており、大変厳しい状況であるが、県民生活の安全・安心の確保を図るため、引き続き、一丸となって事態にあたり、感染拡大防止のために全力で取り組んでいただきたい。